事　　務　　連　　絡
平成 20 年１２月２日

開設法人　代表者　様
小規模多機能型居宅介護事業所　管理者　様
認知症対応型共同生活介護事業所　管理者　様

健康福祉局事業指導室

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所における防火安全対策の徹底について（依頼）

時下　ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃から、本市福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、先般、宮城県仙台市の老人福祉施設（1 階：老人短期入所施設、2 階：有料老人ホーム）において火災が発生し、入所者 31 名、職員 2 名が負傷しました。出火原因は現在調査中ですが、1 階居室から出火し、焼損は比較的小規模な範囲にとどまっているものの、避難経路となる通路や階段室に煙が流入し、避難の際に煙を吸うなどして多数の負傷者が発生したものです。
つきましては、施設からの出火防止と被害の軽減を図るため、特に火災時における避難経路への煙の流出防止が重要になることから、扉の閉鎖確認やストッパー等による扉の閉鎖障害の有無の確認など、貴施設の防火安全対策について、下記の資料を参考として、再度点検を実施するとともに、避難、通報及び消火訓練を実施するようお願いします。

【参考資料】
- 注意喚起パンフレット
- 消火訓練等マニュアル
- 自主点検記録表

【担当】
健康福祉局事業指導室
℡６７１－２３５６

消防予第３０２号
平成２０年１１月１７日

各都道府県消防主管部長
東京消防庁・政令指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

老人福祉施設における防火対策の徹底について

１１月１３日未明に発生した宮城県仙台市の老人福祉施設の火災（別紙参照）においては、負傷者３３名という多数の人的被害が発生しています。

現在、この火災の原因については調査が行われているところですが、焼損は比較的小さい範囲にとどまっているものの、避難経路となる通路や階段室に煙が流入し、入所者が順次介助を受けながら避難していた際に、煙を吸う等して多数の負傷者が発生しています。

貴職におかれましては、下記により類似の老人福祉施設に係る緊急点検を行い、不備が認められた場合には是正措置を講じるなど、その防火対策の徹底を早急に進めるようお願いします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３７条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　老人福祉施設のうち、主として自力で避難することが困難な者が入所している施設で、スプリンクラー設備が設置されておらず、下記２の徹底が必要と考えられる施設を対象とすること。

２　上記１の対象施設にあっては、確実に区画を形成して火災を局限化するとともに、速やかに入所者の避難介助等を行うことが人命安全上不可欠であることから、次の点を重点とすること。

①　防火区画等が確実に形成されるか確認すること。この場合において、ストッパー等による扉の閉鎖障害を確認し、特に防火戸でストッパーが設けられているものにあっては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものであることを確認すること。

②　防火対象物の関係者に対し、避難訓練、通報訓練及び消火訓練の実施を徹底するよう

指導すること。これに当たり、火災時に避難経路への煙の流入防止が特に重要となることから、扉の閉鎖確認等防火区画の形成、排煙設備がある場合にはその起動等を重点とすること。また、必要に応じ、「夜間の防火管理体制指導マニュアル」（平成元年３月３１日付け消防予第３６号）等により、実効性を確保すること。

３　緊急点検の結果、防火対策に重大な不備があるケースがあれば、下記の連絡先まで e-mail 又は FAX にて、その概要を送信すること（１２月１９日（金）を目途）。

連絡先
消防庁予防課　渡辺（剛）、鳥枝
電　話：０３－５２５３－７５２３
ＦＡＸ：０３－５２５３－７５３３
e-mail：torieda-h@soumu.go.jp

別紙

仙台市老人福祉施設火災概要

1　発生日時等

発生時刻：平成２０年１１月１３日　調査中
覚知時刻：平成２０年１１月１３日　１時２４分
鎮圧時刻：平成２０年１１月１３日　１時５６分
鎮火時刻：平成２０年１１月１３日　２時２３分

2　発生場所

住　　所：仙台市若林区下飯田字遠谷地１７１
建物名称：六郷の杜
用　　途：（６）項ロ（老人福祉施設（１階：老人短期入所施設、２階：有料老人ホーム））

3　建物概要

構造　　：鉄筋コンクリート造
階数　　：地上２階建て
建築面積：１，２０９．３７㎡
延面積　：２，２３４．８８㎡
（1階：１，１０４．６６㎡、２階：１，１３０．２２㎡）
階段　　：屋内階段　１、屋外階段　１
収容人員：６５人（出火当時の在館者４２名（内従業員３名））
消防同意：平成１５年　１月３１日
建築確認：平成１５年　２月　６日
消防検査：平成１５年　６月３０日
使用開始：平成１５年　８月　１日

4　死傷者等

（１）人的被害

負傷者　：３３人
内訳
重症３人（男１名、女２名）顔面・気道熱傷等
中等症９人（男３名、女６名）顔面・気道熱傷・一酸化炭素中毒疑い等
軽症２１人（男５名、女１６名）
※うち、２名（中等症１名、軽傷１名）は従業員

（２）建物被害

焼損程度：部分焼（焼損床面積２４．３６㎡）

5　火災原因等

調査中（出火室は１階短期入所用居室）

6　消防用設備等

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、

非常警報設備、誘導灯
※　スプリンクラー設備については、規則第13条第1項に規定する区画がなされているため設置されていない。

7　防火管理状況
防火管理者：選任済み（平成２０年8月２５日届出）
消防計画　：作成済み（平成２０年8月２６日届出）

8　直近の立入検査
平成２０年9月１日実施

9　消防庁の対応
１１月１３日（水）
０２時１５分：仙台市消防局から第１報受領をし、情報収集及び対応開始する。
消防庁第一次応急体制。
０８時３０分：消防庁予防課職員１名現地派遣。
２１時００分：消防庁第一次応急体制解除。

老人福祉施設で火災が発生しました

平成20年11月13日(木)、仙台市内にある老人福祉施設で火災があり、負傷者33名が発生しました。

火災が発生した建物概要

●構造：ＲＣ造　●階数：地上２階建　●建築面積　：１，２０９㎡　延面積：２，２３４㎡
●収容人員　：６１人　●原因：調査中

火災の発生に備えて

- 火気を使用する器具等の管理状況を確認しましょう。
- 喫煙管理の徹底やたばこの不始末に注意しましょう。
- 放火防止対策として、燃えやすいものを建物の外に出さないようにしましょう。
- 消火器等の消防用設備の配置状況と取扱い方法を確認しましょう。
- 避難通路、避難口等の確認と維持管理を徹底しましょう。
- 火災発生時の通報要領・消火方法・避難誘導要領を確認しましょう。
- カーテン、じゅうたん等は、防炎物品を使用しましょう。
- 防火区画が確実に形成されているか確認しましょう。
- ライター等の着火源となるものの管理を確認しましょう。
- 夜間を想定した訓練を繰り返し実施しましょう。

上記事項を参考に、施設として必要なことを確認してください。

（各区消防署一覧）

鶴見　消防署	５０３－０１１９	磯子　消防署	７５３－０１１９	青葉消防署	９７４－０１１９
神奈川消防署	３１６－０１１９	旭　消防署	９５１－０１１９	都筑消防署	９４５－０１１９
西　消防署	３１３－０１１９	保土ヶ谷消防署	３３４－６６９６	戸塚消防署	８８１－０１１９
中　消防署	２５１－０１１９	金沢　消防署	７８１－０１１９	栄　消防署	８９２－０１１９
南　消防署	７４１－０１１９	港北　消防署	５４６－０１１９	泉　消防署	８０１－０１１９
港南　消防署	８４４－０１１９	緑　消防署	９３２－０１１９	瀬谷消防署	３６２－０１１９

横浜市安全管理局
Yokohama City
Safety Management Bureau

消火訓練等マニュアル

横浜市安全管理局

あなたにも出来る訓練

○ 消火訓練

○ 通報訓練

○ 避難訓練

○ 日常点検のポイント

もしもの時に役に立つ

○ 迅速な初期消火、通報及び避難誘導等が求められています。

○ このマニュアルに出てくる消火器等は、皆さんの周りにもきっとあります。もしもの時に備えて訓練をしましょう。

○ 消火器等の位置を確認し、あなたの施設に合わせて、訓練を実施しましょう。

注意事項

○ 訓練を実施するときは、けがや物を壊すことのないように十分気を配りましょう。

○ 2 号及び簡易 1 号屋内消火栓の訓練をする場合は、ホースを外すとポンプが起動するものがあります。訓練後にはポンプの停止等必要な措置を必ず行ってください。

○ 119 番通報は緊急用です、訓練の時には、実際に 119 番通報をしないで訓練を行ってください。

○ 避難器具を使用した訓練は、事故防止のため消防機関、消防設備士の立会のもとで行ってしてください。

1 消火訓練

●初期消火の目的＝火災を早期発見し、被害を最小限にとどめること

1 火 災 発 生

電話が長引いているうちに、油鍋に火が入りました！

2 初期消火判断

天井まで火は届いていません。
まだ消すことができます。

「火事だ！火事だ！」と叫びながら、周囲に火災を知らせます。

3 消火器の準備

4 消 火 活 動

火元に向けて消火剤を放出します。
火が消えたら、ガスの元栓を閉めます。

※ 消火後、天ぷら鍋の温度が完全に下がったことを確認してください。

●よくある失敗例（油鍋に水）

油鍋に向かって水をかけると、炎が飛び散ってしまい大変危険です。

横浜市安全管理局

1 消火訓練

●屋内消火栓の操作訓練

屋内消火栓には2つのタイプがあり、それぞれ操作要領が違います。

1 1号消火栓

1号消火栓は、ホースが折りたたまれて消火栓ボックスに収納されているため、ホースを延長した後でないと水をホース内に流すことができません。このため、ホースを火元付近まで延長し放水する人と消火栓のバルブを開放する人の、最低でも2人の操作員が必要となります。

❶消火栓ポンプ起動

発信機のボタンを押し、消火栓ポンプを起動します。

❷ホース延長

ホースにねじれがないように確認しながら延長し、出火箇所に向かいます。

❸バルブ開放・放水

出火箇所に接近した操作員の放水準備ができたら「放水はじめ！」の合図で、消火栓のバルブを開放し放水します。

注意

ホースを延長する前にバルブを開けると、水で充満したホースがボックス内に拡がって取り出せなくなる事があります。必ず操作手順を守ってください。

2 2号消火栓・易操作性1号消火栓

2号消火栓・易操作性1号消火栓は、ホースがドラムに収納されているため、収納状態でもホース内に水を流すことができます。このため、一人で操作することができます。

❶バルブ開放

バルブを開放すると消火栓ポンプが起動します。

❷ホース延長

ホースを持ちながら、出火箇所に向かいます。

❸放水

ホースノズルのコックを開き放水します。

注意

1. 訓練中は安全を管理する担当者を設けましょう。
2. ホースを延長するとき障害となる物がないか確認しましょう。
3. 放水する時はノズルから絶対に手をはなさないようにしましょう。
4. 火災の時、いきなりドアを開けると空気（酸素）が流れ込み一気に火勢が強まることがありますので、まずドアを少し開いて、様子を見てからドアを開けましょう。

横浜市安全管理局

通報訓練

1 火 災 発 生

自動火災報知設備のベルが鳴りました。どこかで火災です。

2 火災発生場所の確認

すぐに受信機で出火階を確かめ、現場に行き、火災の有無を確認します。

3 館内への報知

ビル内に大きな声で、火事を知らせます。

携帯拡声器等が準備されていれば、なお良いでしょう。

4 消 防 へ 通 報

119番通報は緊急用です。
訓練の時は、実際に119番通報をしないでください。

速やかに消防に通報します。
- 火災か救急か
- 所在地、ビル名
- 何が燃えているか
- 階数
- 目標物
- 危険物の有無など
- 通報者氏名・電話番号

を正確に通報します。

横浜市安全管理局

横浜市安全管理局

●通報に便利な119番通報メモ

落ち着いて、119番通報メモの項目にそって通報してください。

119番通報メモ

1 火事ですか・救急ですか？

火事です・救急です

2 住　所

市・区・町・村　　町　丁目　番　号

建物（ビル）の名称・階数・店名は・・・

3 何が燃えていますか（出火箇所はどこですか？）

4 目標となるもの

近くにある目標となるものは・・・

5 通報者の氏名

あなたの氏名

6 通報者の電話番号

電話番号

この公衆電話の番号は・・・　　　（　　　）

※この119番通報メモに通報項目を記入して、電話機の前などに貼っておくと便利です。

携帯電話・PHSからの通報

携帯電話・PHSからの通報は、その地域の「代表消防本部」を経て管轄の消防本部につながります。管轄外で土地勘に不慣れなため、通報内容の確認に手間取るなどの問題が起きていますので、できるだけ詳しく住所・建物名を把握して通報してください。

横浜市安全管理局

3 避難訓練

階段・通路を使用した場合

1 火災発生

ベル鳴動

自動火災報知設備のベルが鳴りました。
どこかで火災です。

すぐに受信機で出火階を確かめ、現場に行き、火災の有無を確認します。

2 火災発生場所の確認

お店にいるお客様に火災の発生を知らせ、指示に従うように伝えます。

イラストのように、携帯拡声器等が準備されていれば、なお良いでしょう。

3 館内への報知

4 避難誘導

エレベーターの使用を禁じ、非常口、避難階段を示します。

頭を低く、おしぼり、ハンカチを鼻・口にあてて煙を吸い込まないように指示を出します。

5 避難者の確認

お客様の人数、けが人の有無を確認し、もし、けがをした人及び逃げおくれた人がいれば、消防隊に報告します。

●避難通路・避難階段の維持管理

避難通路

**これでは
消防法違反です。**

避難通路に物が放置されていたり、非常口がふさがれていると、避難経路が断たれ、大変危険です。

避難階段

**これでは
消防法違反です。**

避難階段が倉庫代わりになった状態。階段に物が放置されていると、避難経路が断たれ、大変危険です。

横浜市安全管理局

避難訓練

避難器具を使用した場合

1 火災発生

ベル鳴動

自動火災報知設備のベルが鳴りました。
どこかで火災です。

2 火災発生場所の確認

3 館内への報知

避難階段に煙が充満し、使用できない状況です。

4 避難器具の設定

お客様を避難場所に誘導します。

避難器具を確認します。

頭を低く、煙を吸い込まないように待機させます。

5 避難誘導・補助

- 避難器具の使い方を指示しながら、避難を補助します。
- 避難口は、安全な場所または出火場所から離れた場所を選定する。
- 自力避難可能な人には具体的な避難場所や方法を指示する。

※訓練のときは、事故防止のため消防機関、消防設備士の立会のもとで行うのがよいでしょう。

横浜市安全管理局

5

あなたのビルは安心ですか？尊い命を救うのはあなたです。

日常点検のポイント

1 消火設備

・消火器がどこに置かれているかを確認する。
・消火器がすぐに取り出して使えるのか確認する。
・消火器の底部とその周辺が錆びていないか確認する。

・屋内消火栓の表示灯が点灯しているか確認する。
・屋内消火栓ボックスの周囲に物が置かれていないか確認する。
・ホースはきちんと収納されているか確認する。

2 警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備）

・電源が切れていないか確認する。
・非常警報設備の起動装置に容易に近づけるか確認する。
・自動火災報知設備の受信機のベルスイッチが停止位置になっていないか確認する。

3 避難器具

・避難器具に容易に近づけるか確認する。
・避難器具周辺に物品等がないか確認する。
・避難器具を使用する窓と窓から地上までの空間が使用時に支障ないか確認する。

4 誘導灯

・誘導灯があることが分かりにくい照明、装飾品がないか確認する。
・誘導灯の照明が切れていないか確認する。

5 避難施設

・避難経路となる廊下、階段等に避難障害となる物品が放置されていないか確認する。
・防火戸が閉まるのに支障があるストッパー、ビールケース等がないか確認する。

以上の項目に不備がある場合は、速やかに改善しましょう。
皆さん一人々が防火を心がけ安心で快適な環境をつくりましょう。

横浜市安全管理局

自主点検記録表

平成　　年　　月

項目＼日付	厨房等の火気管理	喫煙等の火気管理	消防用設備等の維持管理	避難口・避難階段等の維持管理	最終確認者印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

※責任者等は、定期的に確認し、検印すること。

※最終退出者は、該当事項について最終確認する。（不要な項目は、斜線を引くこと）

自主点検項目

1　厨房等の管理状況確認項目	
（1）　ガスホースは古くなって亀裂などはないか？	（3）　フード及びグリスフィルター油脂等の汚れはないか？
（2）　ガスコンロ周囲に可燃物はないか？	（4）　終業時ｶﾞｽの元栓は閉鎖しているか？
2　喫煙等の管理状況確認事項	
（1）　喫煙場所で喫煙しているか？	（3）　吸い殻の消し忘れはないか？
（2）　吸い殻の片付けはちゃんとしているか？	（4）　灰皿等には水が入っているか？
3　消防用設備等の維持管理状況確認事項	
（1）　消火器	
ア　設置場所にあるか？	ウ　標識はあるか？
イ　使いやすい場所にあるか？	エ　消火器本体に異状はないか？
（2）　屋内消火栓設備・屋外消火栓設備	
ア　表示灯の球切れはないか？	オ　消火栓箱等に破損等はないか？
イ　消火栓である旨の表示はあるか？	カ　使用方法は明示されているか？
ウ　押しボタンの保護カバーは正常か？	キ　バルブ配管に水漏れはないか？
エ　操作の支障となる雑物等は周囲にないか？	ク　ホース及びノズルは正常に収納されているか？
（3）　スプリンクラー設備	
ア　スプリンクラーヘッドの周囲に物が置いてないか？	ウ　スプリンクラー設備の送水口に障害物等はないか？
イ　スプリンクラーヘッドの破損等はないか？	
（4）　自動火災報知設備	
ア　感知器に変形等はないか？	オ　受信機の周囲に、操作の障害となる物を置いてないか？
イ　発信機周囲に、操作の障害となる物を置いてないか？	カ　受信機のスイッチ類は正常か？
ウ　押しボタンの保護カバーは正常か？	キ　警戒一覧図は備えているか？
エ　表示灯の球切れはないか？	
（5）　誘導灯	
ア　点灯しているか？	ウ　点検スイッチを引いて、非常点灯に切り替わるか？
イ　緑色のモニターランプが点灯しているか？	エ　広告等により視認障害になっていないか？
（6）　避難器具	
ア　避難器具である標識は設置されているか？	ウ　取扱説明書が表示されているか？
イ　操作障害となる物件は置いてないか？	エ　避難器具の降下障害物はないか？
4　避難口・避難階段等の維持管理状況確認事項	
（1）　避難口に避難の障害となる物件を置いてないか？	
（2）避難階段に避難の障害となる物件を置いてないか？	